

舞鶴工業高等専門学校学生会規則

平成20年4月1日施行

第1条 本校に、本校準学士課程学生会員（以下「会員」）をもって構成する学生会を置く。

第2条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自主的な活動を通して人間形成を促し、高等

専門学校の目的達成に資することを目的とする。

第3条 学生会は前条の目的を達成するために次の諸活動に努めなければならない。

- (1) 会員の文化的教養を向上させる活動
- (2) 会員の健康を保持、増進させる活動
- (3) 会員の福利や厚生を促進させる活動
- (4) 校風、校紀を向上させ、振興する活動
- (5) 会員相互の親睦、融和を図る活動
- (6) 学校行事への協力や積極的参加を図る活動
- (7) その他本会の目的達成に必要な諸活動

第4条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校教育方針に基づき、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に基づき、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような行
動を行わないこと。

- (3) 学生は、学生会の運営について常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (5) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないとして認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができること。

第5条 学生会は本校準学士課程学生全員をもって構成され、入学と同時に本会の会員となるものとする。

第6条 学生会に学生総会、評議会、本部、クラブ活動部、各委員会、会計監査、選挙管理委員会を置く。

第7条 学生総会は、規約の定めるところにより、年2回とする。

第8条 評議会は、規約の定めるところにより、学級から選出された評議委員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議するものとする。

第9条 学生会長及び副会長は、規約の定めるところにより、全校学生の直接選挙により、選出する。

- 第10条 本部は、学生会の執行機関であり、役員の選出については別に定める。
- 第11条 クラブ活動部は、規約の定めるところにより、選出する。
- 第12条 会計監査は、規約の定めるところにより、選出する。
- 第13条 選挙管理委員会は、規約の定めるところにより、選出する。
- 第14条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。
- 第15条 学生会は毎年事業計画書及び収支予算書を調整し、学校に提出するものとする。
- 第16条 学生会の指導については、校長の命を受けて学生主事が総括する。
- 第17条 各クラブ（部及び同好会の両方を指す）については、それぞれ顧問教員をおくものとする。
- 第18条 前項の顧問は、校長が任命し、学生主事の総括のもとに諸活動の指導に当たる。

舞鶴工業高等専門学校学生会規約

平成20年4月1日施行

令和2年11月30日最終改正

第1章 総則

第1条 本会は、舞鶴工業高等専門学校学生会（以下「本会」）と称する。

第2条 本会は、学校の指導の下に学生の自主的な活動を通して人間形成を促し、学生生活を豊かにすることを目的とする。

第3条 本会は、本校準学士課程学生の全員をもって構成する。

第4条 本会会員は、本会のあらゆる活動に参加し、自由に意見する権利を有するとともに、いかなる場合においても平等の取扱いを受ける権利を有する。

第5条 本会の目的達成のため、次の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 評議会
- (3) 本部
- (4) クラブ活動部
- (5) 各委員会
- (6) 会計監査
- (7) 選挙管理委員会

第2章 学生総会

第6条 学生総会（以下「総会」）は、本会の最高議決機関であり、会員は出席する義務を負う。

第7条 総会の議長及び副議長は、その都度互選する。

第8条 総会議長は、総会の議事進行に関する一切の権限及び責任を有する。副議長は、これを補佐する。

第9条 定期総会は、5月と11月に開催する。なお11月の総会時に次期会長及び副会長の選挙演説を行う。

第10条 総会は、議長が招集し、議題の公示は1週間前に行わなければならない。

第11条 総会は、全会員の2分の1以上の出席により成立する。

第12条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって成立し、賛否同数のときは、議長が決する。

第13条 臨時総会は、次の場合、開くことができる。

- (1) 評議員の3分の2以上が必要と認めたとき
- (2) 会員の2分の1以上の要求があったとき
- (3) 会長が必要と認めたとき

第3章 評議会

第14条 評議会は各クラスの代表者2名をもって構成する。

第15条 評議会の委員長1名と副委員長1名は、評議会の互選により選出される。

第16条 評議會は、総会に次ぐ議決機関であり、学生会の運営に関する重要事項を審議決定し、その任務を次のように定める。

- (1) 委員長は、評議會を代表し、評議會を招集する。また、評議会議長を兼任する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 評議員は、各々のクラスの意見を聴取するとともに、評議會での決定事項を各々のクラスに伝達する。

第17条 定例評議會は、原則として毎月1回（8月及び3月は除く）、評議會委員長が招集する。

第18条 評議會は、全評議員の3分の2以上の出席によって成立する。議決は、出席評議員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数のときは、議長が決する。

第19条 臨時評議會は、次の場合、評議委員長が招集する。

- (1) 評議委員長が必要と認めたとき
- (2) 評議員の2分の1以上が必要と認めたとき
- (3) 会長が必要と認めたとき

第4章 本部

第20条 本部は、本会最高の執行機関であり、学生会活動全般にわたる活動を行う。また、次の役員をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 渉外局
- (4) 会計局
- (5) 書記局
- (6) 通信局
- (7) 広報局
- (8) 事務局

第21条 会長、副会長は、全会員の公選により、渉外局、会計局、書記局、通信局、広報局及び事務局は会長が委嘱する。

第22条 本部は、総会、評議會の議決事項を執行する義務を負う。

第23条 会長は、学生会を代表し会務を総括する。副会長は、会長を補佐する。

第24条 評議員の2分の1以上、または全会員の3分の1以上の要求があった場合は、役員の解任を審議するために総会を開かねばならない。全会員の過半数の賛成により、役員は解任される。

第25条 局は、局長と局員をもって構成し、局の運営は、局長が一切の責任を負う。

2 会計局に会計管理者を置き、学生課長をもって充てる。

第5章 クラブ

第26条 本会の目的達成のため、クラブ（部及び同好会の両方を指す）を置く。

第27条 同好会の新設と同好会の部への昇格について、クラブ活動部の賛同及び学生主

事の承認を得て総会での可決を必要とする。クラブの廃止及びクラブの部への降格については、クラブ活動部での可決を必要とする。また、学生主事により、クラブの活動停止・降格・解散が行われることがある。

第28条 クラブには、クラブ部長、及び会計担当者を置く。

第29条 クラブ間の連絡調整のためのクラブ活動部を置く。第30条 クラブ活動部に、クラブ活動部長、副部長を置く。

第31条 クラブ活動部会議は、全クラブ部長の3分の2以上の出席によって成立する。議決は、出席したクラブ部長の過半数の賛成を必要とする。賛否同数のときは、クラブ活動部長が決する。

第32条 クラブ活動部会議での決定事項は、クラブ活動部長が本部へ報告する。

第6章 委員会

第33条 各委員会は、各クラス2名ずつの代表者をもって構成される。

第34条 各委員会に、委員長、副委員長の役員を置く。役員は、当該年度の最初の委員会において第4学年の中から互選される。

(1) 各委員長は、その委員会を代表し、委員会を招集する。また、委員会議長を兼任する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐する。

第36条 定例委員会は、原則として毎月1回（8月及び3月は除く）、各委員会の委員長が招集する。

第37条 各委員会は、各委員会の全委員の3分の2以上の出席によって成立する。議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数のときは、議長が決する。

第38条 臨時委員会は、次の場合、各委員会の委員長が招集する。

(1) 各委員会の委員長が必要と認めたとき

(2) 委員の2分の1以上が必要と認めたとき

(3) 会長が必要と認めたとき

第39条 定例委員会及び臨時委員会での決定事項は、各委員長が本部へ報告する。

第7章 会計

第40条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日に終わるものとする。

第41条 本会の予算及び活動計画は、本部が作成する。但し、クラブ予算案においては、クラブ活動部及び本部が合同で作成し、評議会の議決を得て総会の承認を必要とする。

第42条 一会計年度における一切の収支、収出は、すべてこれを本会予算に編入しなければならない。

第43条 本会の収入は、学生会費をもって充てる。

第44条 学生会費は、年額6,000円として4月、10月に分納する。

第45条 本会に入会するときは、前条に定めた会費のほかに入会金2,500円を納入しなければならない。

第46条 一旦納入した会費及び入会金は返還しない。復学者は、復学時が前期の場合は

全額、後期の場合は半額納入するものとする。

第47条 会計局長は、会長の許可が無ければ支出することはできない。なお、会計局長は、その支出行為は予算に違反していないことを確認しなければならない。

第48条 会計局長は、中間報告書及び決算報告書を作成し、評議会の議決を得て、それぞれの定期総会において報告しなければならない。

第49条 会計局長は、前条の報告書を会長に提出し、同時に会計監査の監査を受けなければならない。

第8章 会計監査

第50条 会計監査は、本会のすべての会計経理を監査する権利及び義務を有する。

第51条 会計監査は、次の要求があった場合、直ちに監査を行い、その監査結果を公示しなければならない。

(1) 総会において参加会員の2分の1以上からの要求があった場合

(2) 評議会からの要求があった場合

(3) クラブ活動部からの要求があった場合

第52条 会計監査は4名とし、第4学年の各クラスから1名ずつ選出する。また、委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9章 選挙管理委員会

第53条 選挙管理委員会は、本会の選挙管理機関であり、規約、細則及び選挙規定に定める職務を行う。

第54条 選挙管理委員会は、各クラスから1名ずつ選出する。

第55条 選挙管理委員会に、委員長を置き、その年度最初の選挙管理委員会において第5学年の中から互選する。

第56条 選挙管理委員会の委員長は委員会の運営を一切統轄する。第57条選挙は、別に選挙規定による。

第10章 規約の改正

第58条 会員の3分の1以上、または、評議会の2分の1以上の要求ならびに学生主事からの要求があったときは、規約の改正または設定を審議するため総会を開かなければならない。総会参加者の過半数の賛成により規約を改正することができる。

第59条 会員3分の1以上、または評議会に2分の1以上の要求ならびに学生主事からの要求があったときは、細則、内規の改正または審議するため評議会を開かねばならない。評議会参加者の過半数の賛成により、運用規則を改正することができる。

第11章 雑則

第60条 この規約に定めるもののほか、各機関の運営に必要な事項は別に定める。

舞鶴工業高等専門学校学生会規約細則

平成20年4月1日施行

第1章 学生総会

第1条 総会の議長1名，副議長1名は，学生会役員が兼任する。

第2条 総会の開催日，議題の公示は7日以前に行わなければならない。

第3条 総会で用いる資料は，本部事務局が作成する。要求があれば，その資料は，全会員に配布される。

(1) 評議会の要求があった場合

(2) 本部の要求があった場合

(3) 顧問教員からの要求があった場合

第4条 質疑者は，その質疑内容を事前の評議会に申し出なければならない。但し，緊急の場合はこの限りではないが，質疑は1人5問までとする。

第5条 総会における議決事項は，5日以内に総会議長がこれを公示しなければならない。また，会長は学校側に議決事項を学校側に提出しなければならない。

第6条 総会前に，出席会員数を確認し，総会議長に報告しなければならない。

第7条 会員の委任代理は，一切認めない。

第8条 総会招集時刻を原則として30分経過しても，出席会員が定足数に満たない場合は，総会議長は流会を宣言する。

第9条 総会において本部役員は，必要に応じて説明，意見，答弁及び議事の進行を促す発言をすることができるが，議決権は有しない。

第10条 次の場合，総会議長は休会を宣言し，10日以内に総会を招集しなければならない。

(1) 総会議長が開催当日中に審議が終了しないと判断した場合

(2) 総会議長が議場混乱等のために審議続行が不可能であると判断した場合

第11条 総会議長は，著しく議事進行を妨げる言動を行った会員に対して，退場を命ずることができる。

第12条 総会開催中に退席者のために，出席会員が定足数に満たなくなった場合，総会議長は散会を宣言する。

第13条 総会が流会及び散会になった場合は，総会開催前の評議会の議決をもって，総会の議決とする。ただし，次の場合，総会議長は14日以内に総会を再招集しなければならない。

(1) 規約，細則の制定，改廃

(2) 予算，及び決算報告

(3) 本部の不信任

(4) 会長の要求がある場合

(5) その他評議会が必要と認めた事項

第14条 再召集の場合も定足数，議決条件は定期総会と同じ条件で成立とする。

第2章 評議会

- 第15条 評議会は各クラスから2名ずつ選出され、その任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第16条 評議会に委員長1名、副委員長1名を置き、その年度最初の評議会において第4学年の中から互選する。
- 第17条 評議会は、校内において行わなければならない。
- 第18条 会員は、すべての評議会を傍聴できる。ただし、発言権はない。また、議事進行を妨げる場合、評議員は退場を求めることができる。
- 第19条 議案は、評議会議長が評議会開催7日以前にこれを公示しなければならない。ただし、臨時評議会の場合は3日以前とする。また、緊急の場合、この限りでない。
- 第20条 学校側からの連絡事項等会長が必要であると認めた場合、評議会議長の許可を得て評議員を集めることができる。
- 第21条 評議会には、評議員及び会長もしくは副会長は必ず出席しなければならない。欠席する場合、事前に評議委員長の承諾を得なければならない。
- 第22条 評議員の委任代理は一切認めない。
- 第23条 評議員は、各クラスの代表として議案に対する意見を聞き、議決事項に関する報告をする義務を負う。
- 第24条 評議会において本部役員は、その分掌において、説明、意見、答弁及び議事の進行を促す発言をすることができる。ただし、議決権は評議員のみが有する。もし、本部の役員が評議員の場合、クラスの代表として議決権が認められる。
- 第25条 評議会席上において、緊急議案が提出された場合は出席評議員の3分の1以上の支持で議案として認められる。
- 第26条 修正案は2名以上の支持者があった場合に修正案として取り上げられる。
- 第27条 評議会議長は、議事終了後その評議会の場において、議決事項を発表し、すべての評議員の確認を取らなければならない。
- 第28条 評議会における決定事項は、5日以内に評議委員長がその詳細を公示しなければならない。
- 第29条 評議会途中で退席した評議会のために、定足数に満たなくなった場合は、流会とする。
- 第30条 評議会が流会になった場合は、評議会議長は7日以内に招集しなければならない。
- 第31条 再召集の場合も定足数、議決条件は定例評議会と同じ条件で成立とする。
- 第32条 臨時評議会開催要求は、評議会開催の7日以前に行わなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 第33条 学生会顧問教員は、評議会に出席し、学生会活動全般にわたる参考意見を述べるることができる。

第3章 本部

- 第34条 本部役員の任期は原則として1月1日から12月31日までとする。
- 第35条 会長は1名、副会長は2名とする。

第36条 本部役員は、会長を中心に、一致協力し、会員からの意見を尊重し、積極的にその任務を遂行するものとする。

第37条 本部役員は、原則週1回会合を開き、本会に関しての諸問題を話し合い、相互の連絡、反省、行うべき事項等を確認し、最終決定は会長が下す。

第38条 各局長は、活動記録を毎月末に会長に報告しなければならない。

第39条 本部役員は、病気またはその他正当な理由により、任務の遂行が不可能と会長が認めたとき、辞任できる。

第40条 本部役員に欠損が生じた場合は、後任の役員は会長に指名される。

第41条 副会長が第39条の条件に含まれる場合、当事者である副会長は会長の許可を得て、評議会の議決を取り、総会において会員にその旨を説明し、後任を推薦しなければならない。

第42条 出席会員の2分の1以上の賛成で、後任の副会長として認められる。

第43条 予備費の運用については、会長が決定する。

第4章 クラブ

第44条 会員は、クラブに重複して入ることもできる。

第45条 各クラブには、クラブ部長（主将）1名を置く。

第46条 クラブ部長は、クラブ員の統轄者となる。同時に、事務、会計、器具その他の管理を行う。

第47条 クラブは次の行事に参加又は実施する場合、集会許可願を提出しなければならない。

- (1) 学外行事に参加する場合
- (2) 合宿、休暇（休日含む）の活動及び練習
- (3) 練習試合又は交歓試合
- (4) その他校内の行事の実施

第48条 クラブは前期と後期の2回及び本部会計局の要求があった場合、部員名簿、活動報告書を提出しなければならない。

第49条 クラブは、クラブ部長の変更があった場合、その都度、クラブ活動部長に報告しなければならない。また、クラブ活動部長は、そのことを会長に報告しなければならない。

第50条 各クラブには、会計担当者を1名以上置く。会計担当者は、金銭出納長、物品購入台帳及び備品台帳を作成し、予算使途を明白にしておき、会計監査の要求があった場合、すぐに応じなければならない。

第51条 割り当てられた予算は、個人的な物品、クラブ活動に不必要なものならびに会員相互の親睦に要する経費などに使ってはいけない。

第52条 割り当てられた予算は、原則として申請以外のものに使用してはならない。ただし、クラブ活動部で許可された場合を除く。

第53条 クラブ予算の繰越金の使用を禁ずる。

第54条 クラブ予算の請求では、クラブ部長が学生会本部会計局の用意した書類に顧問の承認を得た後に、会計局長に提出しなければならない。また、会計局長は、提出さ

れた書類の審査を行い、学生会長の承認を得なければならない。

第55条 会計年度中のクラブの降格あるいは解散にともなう部費の残額は、予備費に繰り入れるものとする。

第56条 クラブ活動部会議は各クラブ部長をもって構成する。

第57条 クラブ活動部は部長、副部長を置き、その年度最初のクラブ活動部会議において同好会を除くクラブ部長による互選とする。その任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第58条 クラブが次に該当する場合、本部あるいはクラブ活動部の調査により、学生会長は改善警告ができる。なお、学生会長は、警告を受けたクラブが改善の努力しない場合、クラブ活動部会議での可決及び学生主事の承認を経て、部については同好会への降格又は解散、同好会については解散を命ずることができる。

また、学生主事は、本校学生としてあるまじき行為等を行った学生またはグループが所属するクラブを、活動停止、降格または解散させることがある。

- (1) クラブ活動部会議への出席を怠った場合
- (2) 部員名簿、活動報告書の虚偽の申告があった場合及び未提出の場合
- (3) クラブの目的に反し、義務を怠った行動があった場合
- (4) 学校行事及び学生会行事への参加率の低い場合
- (5) 日常的な活動のために必要なクラブ員の確保が出来ない場合
- (6) 学生としてあるまじき活動があった場合
- (7) その他相当と認められる理由があった場合

第59条 クラブの運営に必要な事項は、別に申し合わせを定める。

第60条 部に準ずるものとして、同好会を置く。

第61条 同好会を新設する場合、会員10人以上をもって組織し、クラブ部長1名を定め、顧問教員を1名置かなければならない。

第62条 同好会の新設の申請にあたっては、必要な書類を学生会長及び学生主事に提出しなければならない。

第63条 同好会は、原則として活動経費を要求することはできない。

第64条 同好会は、設立後2年以降に、学生会長に部への昇格を申し出ることができる。学生会長は、クラブ活動部の調査により、当該同好会の申し出以前2年間の活動実績が第58条の各号に該当せず、かつ当該同好会の部への昇格がクラブ活動全般の状況に照らして適切だと判断される場合、クラブ活動部の賛同及び学生主事の承認後、総会での可決をもって、当該同好会を部に昇格させることができる。

第5章 会計

第65条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

第66条 予算の執行の手続きについては別に定める。

第67条 予算は、次に掲げる事項から成るものとする。

- (1) 収入、支出予算

(2) 繰越金

第68条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予算に予備費を計上しなければならない。

第6章 選挙管理委員会

第69条 選挙管理委員会の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第70条 選挙管理委員の委任代理は、一切認めない。

第71条 選挙管理委員に欠損が生じた学級は、選挙規定により、14日以内に欠損を補充しなければならない。

舞鶴工業高等専門学校学生会学生総会内規

平成20年4月1日施行

第1章 目的

第1条 この運用規則は、舞鶴工業高等専門学校学生会総会の円滑な運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 点呼の取り方

第2条 本部役員が総会前に配布された点呼名簿に出席会員のチェックを行う。

第3章 議決の取り方

第3条 その議決に対して、賛成会員は着席，反対会員は起立するものとする。

舞鶴工業高等専門学校学生会選挙規定

平成20年4月1日施行

第1章 総則

第1条 この規定は、学生会の会長及び副会長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が本会会員の自由に表明せる意志によって、公明かつ適正に行われることを確保し、もって学生会活動の健全な発展にきずることを目的とする。

第2条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、選挙に際し投票方法、選挙違反その他選挙に関し必要な事項を周知させなければならない。

第2章 選挙権及び被選挙権

第3条 選挙権は、全会員が有する。

第4条 被選挙権は、4年生以下の会員が有する。

第3章 選挙

第5条 選挙は、全会員をその選出母体とする。

第6条 選挙は、学生総会の日に行わなければならない。ただし、不信任の場合は10日以内にこれを行う。

第7条 選挙の公示は、選挙日の7日前に行う。

第8条 受付は選挙管理委員会の定めた期間以外は受け付けない。

第9条 選挙運動は、立候補の届出があった日から選挙の前日まで行うことができる。

第10条 選挙運動は良識に従い、本規定ならびに選挙管理委員会の定める事項に反してはならない。

第11条 立候補者は、選挙運動期間中、校内放送及び新聞・ポスター等を通じて、その公約を発表することができる。

第12条 立候補者は、ポスターを貼る場合、選挙期間後、速やかに撤去しなければならない。

第13条 選挙管理委員は、すべての立候補者に対して、厳正中立でなければならない。

第14条 選挙管理委員は、一切の選挙運動を行うことができない。

第15条 投票は無記名投票により行い、1人1票に限る。

第16条 委任投票、不在者投票は、一切認めない。

第17条 次の有効投票は、無効投票とする。

- (1) 立候補者の氏名ならびに選挙管理委員会の定めた記号又は文字以外を記入したもの
- (2) 確認しがたい氏名ならびに選挙管理委員会の定めた記号又は文字以外を記入したもの
- (3) 略称、ニックネームを記入したもの
- (4) 同姓候補者の場合は、姓のみを記入したもの
- (5) その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

第18条 演説、討論もしくは喧噪にわたり又は投票に関して協議もしくは勧誘をし、秩

序を乱すものがあるときは、選挙管理委員会は、これを制止し、命令に従わないときは
外に退出せしめることができる。

第 19 条 開票は即日開票とし、選挙管理委員会は、開票終了後直ちにその結果を公示し
なければならない。

クラブ（部及び同好会）の運用に関する申合せ

1. クラブ設立と廃止

(1) 同好会を設立しようとする者は、次の書類を学生主事及び学生会長に各 1 部提出する。

- ① 学生団体結成願第 1 4 号様式（その 1）及び第 1 4 号様式（その 2）
- ② 顧問、部員（会員）及び役職名簿様式
- ③ 年間活動計画様式

(2) 同好会から部への昇格にあたっては、顧問 1 人、部員 1 0 人以上を必要とする。

また、同好会の設立にあたっては、顧問 1 人、1 0 人以上の会員を必要とする。

(3) 同好会の設立及び同好会から部への昇格は次の手順を経るものとする。

- ① 学生会長は書類を確認のうえ、クラブ活動部会議で審議する。
クラブ活動部の可決は、全クラブ数の過半数を要する。
- ② クラブ活動部の賛同及び、学生主事の承認を得た後、学生総会で可決されなければならない。

(4) クラブの降格及び解散について

学生会長は、部の日常的に活動する部員数が 5 人未満及び公式試合に出場できない人数の状態が 2 年以上続いた場合、活動記録の提出を求め、クラブ活動部での可決及び学生主事の承認を経て同好会に降格させるかまたは解散させることがある。

学生会長は、日常的に活動する会員数が 2 人以下になった同好会を、クラブ活動部での可決及び学生主事の承認を経て解散させることができる。

また、学生主事は、次のいずれかの行為をした者またはグループが所属するクラブを、活動停止にするか、降格または解散させることがある。

- ① 本校及び学生会の定める規則に違反する行為
- ② 法令に違反する行為
- ③ 本校学生としてふさわしくない行為

2. クラブ予算の配分と執行及び決算

(1) 各クラブには、次の役職を置かなければならない。また、任期は原則として 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

- ① 部長 クラブを代表し、取りまとめる。
- ② 会計担当者 クラブの会計管理に当たる。

(2) 各部長は、毎年 4 月に「学生会クラブ予算希望調査書」及び「年間活動計画書」を学生会会計局に提出しなければならない。

(3) 前項の書類をもとに、学生会会計局はクラブ活動部と協議のうえ、クラブ予算案を作成する。クラブ予算案は、評議会の議決及び学生主事の承認を経た後、学生総会で可決されなければならない。なお、同好会については予算を配分しない。

(4) 各クラブの会計担当者は、「学生会会費請求書」を学生会会計局に提出することでクラブ予算の請求を行うことができる。

(5) 会計担当者は、各クラブの支出に係る領収書が当該年度中に提出されなかった場合、

学生会より配分された当該支出に係る金員を返還しなければならない。

- (6) 学生会会計局は、クラブ決算案を作成する。クラブ決算案は、クラブ活動部ならに評議会の議決及び学生主事の承認を経た後、学生総会で可決されなければならない。

3. クラブ活動上の留意点

クラブ活動は、学校の教育計画に基づく課外指導であり、スムーズな活動ができるよう、次の点に留意すること。

- (1) 各クラブは、年度当初に、「顧問及び部員（会員）名簿」（様式）・「年間活動計画」（様式）・部長及び会計担当者を含む「役職名簿」（様式）を学生会長及び学生主事に提出しなければならない。当該年度中にそれらの内容に変更があった場合も同様に届出なければならない。
- (2) 原則として試験開始日の前日の1週間前から試験終了までのクラブ活動は認められない。ただし、試験終了日直後に大会が開催される場合は、競技中の怪我の予防等のために、試験勉強に支障のない程度の個人的な自主トレーニングについては許可される。（この期間中の組織的な早朝トレーニング等、学生負担が大きいものは原則として認められない。）
- (3) 休日（土曜・日曜・祝祭日・休業日）にクラブ活動を実施する場合は、1週間前までに顧問の許可を得た「集会競技許可願い」（様式）を、学生課へ提出すること。
- (4) クラブ活動を実施する場合は、細則47条を遵守すること。
- (5) クラブ活動の実施に当たり、校内施設等を利用する場合、使用者は使用規程及び使用許可条件を遵守すること。特に、照明・換気扇・暖房器具等の後始末をするとともに、窓は責任を持って施錠すること。また、校外の施設等を利用する場合は、当該施設等の使用規程を遵守することはもちろんのこと、礼儀をわきまえ、失礼のないように留意すること。

4. クラブ活動上の事故について

クラブ活動中は、事故を起こさないように注意すること。万一事故が起きた場合は、次の要領で処理すること。

- (1) クラブ顧問及び保健室に連絡を取ること。看護師が不在の時は、学生課・警備員室に連絡をとり、適切な措置を講ずること。
- (2) 軽傷の場合は、保健室で応急の措置を受け、看護師の指示を受けること。重症と思われる時は、看護師の指示に従い、タクシー・救急車等を利用し、すぐに病院に搬送されること。状況により保護者にも連絡すること。
- (3) 休日の事故で重症の場合、担任及び学生主事に連絡すること。
- (4) 病院等で治療を受けた場合、翌日以降、出来るだけ速やかに、保健室で(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の手続きをすること。

5. その他

- (1) クラブ練習中の盗難事故が起きないように、クラブ・個人での貴重品の管理を徹底す

ること。

(2) 施設使用時間を遵守すること。

(3) 校内練習や対外試合等で出たごみは、各クラブが責任を持って処理すること。

(4) 学生のクラブ等の参加については、クラブ加入届を学生支援係に提出すること。

また、クラブを退会するときは、クラブ退会届を提出すること。

(5) クラブ合宿は、費用、内容等で無理のないように計画すること。

学生会組織図

